

令和6年能登半島地震 自治体の災害対応および応援受援活動の全国調査

- 本調査では、地方公共団体間での応援受援活動についてお尋ねいたします
- 応急期の派遣による応援活動を対象としており、復興期等の出向による中長期派遣は除いてお答え下さい。
- 国職員や民間企業・団体、医師、NPOなどの応援受援活動は除いてお答え下さい。
- 地方公務員による応援としては、一般職、保健師、水道局職員などの応援派遣を対象とします。警察官や消防吏員の応援受援活動は除いてお答え下さい。市民病院への、大学病院などの医師の派遣（DMAT等）は除きますが、地方公務員の一般事務職の派遣は含みます。

ID、パスワードをご入力ください。

ID:

パスワード:

注意事項

回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。

回答は、各ページ60分以内に送信をしてください。

JavaScriptおよびCookieを有効にしてください。

推奨ブラウザ

【Windows】

Chrome 最新版

Firefox 最新版

Microsoft Edge 最新版

【MacOS】

Chrome 最新版

Firefox 最新版

Safari 最新版

【Android】

標準ブラウザ（Chrome）最新版

【iOS】

標準ブラウザ（Safari）最新版

Chrome 最新版

次へ

貴市区町村における **受援** について、お尋ねします。

【必須】

問1 貴市区町村では、受援調整はどの部署が担当ですか。能登半島地震で支援を受けられた団体はその際の実態を、支援を受けていない団体は計画上の規定をお答え下さい。（チェックはいくつでも）

防災担当

人事担当

そのほかの総務部署（防災担当、人事担当を除く）

そのほかの部署（具体的に）

受援担当はいない・決まっていない

【必須】

問2 貴市区町村では、令和6年能登半島地震発生時に受援計画を策定していましたか。（チェックはひとつ）

策定済みであった

策定中であった

策定していなかった

まず令和6年能登半島地震災害に係る、**貴市区町村**での**受援**について、お尋ねします。

【必須】

問3 貴市区町村には、能登半島地震災害によって、他の地方公共団体（都道府県および市区町村）から応援職員が派遣されましたか。国の職員、消防、警察、民間企業・団体は除いてお答えください。また、所属する都道府県庁からの情報連絡員などの派遣も除いて下さい。（チェックはひとつ）

派遣を受けた

派遣を受けていない

わからない

【回答者条件】

問3で『1.派遣を受けた』 いずれかを選択した方のみ

【必須】

問4 貴市区町村に派遣された他の地方公共団体（都道府県および市区町村）の職員は、どのような制度・枠組みで派遣をされていましたか。（チェックはいくつでも）

被災都道府県内の市区町村の相互応援

- 地方ブロック知事会（中部圏知事会など）内の地方公共団体による相互応援
- 当市区町村独自の地方公共団体間の応援協定やネットワーク（友好都市など）での相互応援
- 全国的な市区町村組織（指定都市市長会、中核市市長会等）による相互応援
- 所属する被災都道府県の独自の都道府県間の応援協定やネットワークでの相互応援（例：関西広域連合）
- 総務省の「応急対策職員派遣制度（短期派遣）」による職員派遣
- 上下水道関連の応援協定（日本水道協会、日本下水道協会等）による相互応援
- 厚生労働省による保健師、DHEAT等の職員派遣
- 環境省による災害廃棄物等の地方公共団体間の支援制度
- 国土交通省による地方公共団体職員の派遣（国職員のTEC-FORCEは対象外）
- 首長などと応援団体との協議等による職員派遣
- そのほか（具体的に）
- 相互応援の制度・枠組みの無い地方公共団体からの応援派遣を受けた
- どのような制度・枠組みなのかはわからない

【回答者条件】

問3で『1.派遣を受けた』 **いずれかを選択した方のみ**

【必須】

前問の回答のうち最初に派遣を受けた制度・枠組みは何でしたか。（チェックはひとつ）

- 被災都道府県内の市区町村の相互応援
- 地方ブロック知事会（中部圏知事会など）内の地方公共団体による相互応援
- 当市区町村独自の地方公共団体間の応援協定やネットワーク（友好都市など）での相互応援
- 全国的な市区町村組織（指定都市市長会、中核市市長会等）による相互応援
- 所属する被災都道府県の独自の都道府県間の応援協定やネットワークでの相互応援（例：関西広域連合）
- 総務省の「応急対策職員派遣制度（短期派遣）」による職員派遣
- 上下水道関連の応援協定（日本水道協会、日本下水道協会等）による相互応援
- 厚生労働省による保健師、DHEAT等の職員派遣

- 環境省による災害廃棄物等の地方公共団体間の支援制度
- 国土交通省による地方公共団体職員の派遣（国職員のTEC-FORCEは対象外）
- 首長などと応援団体との協議等による職員派遣
- そのほか（ [回答 : 問4.t12] ）
- 相互応援の制度・枠組みの無い地方公共団体からの応援派遣を受けた
- どのような制度・枠組みなのかはわからない

【回答者条件】

問3で『1.派遣を受けた』 いずれかを選択した方のみ

【必須】

問5 貴市区町村は、どの分野で応援を受けましたか。（チェックはいくつでも）

- 避難所の運営支援
- 避難所以外の、在宅避難者等の支援業務
- 住家被害認定調査
- 罹災証明書の交付
- 各種の被災者生活再建支援に関する窓口業務
- 救援物資関連の業務（市区町村の物資拠点の運営支援など）
- 応急仮設住宅関連の業務
- 災害廃棄物関連の業務
- 保健医療福祉関連の業務
- 上下水道関連の業務
- そのほかインフラ被害（土木・農林等）の応急処置
- 広報広聴
- 災害救助法の事務
- 本部運営の支援（本部会議運営、受援調整など）
- そのほかの応急対策業務（具体的に）

分野はわからない

【回答者条件】

問3で『1.派遣を受けた』 いずれかを選択した方のみ

【必須】

問6 貴市区町村は、どのような応援職員の派遣を受けましたか。（チェックはいくつでも）

- 各応急業務の現場での業務に従事する職員（例：被害認定調査の調査員、災害廃棄物の仮置場の運営補助など）
- 各応急業務の、本庁でのマネジメントを支援する職員（例：被害認定調査の実施計画の策定への助言、災害廃棄物の処理方針策定の補佐など）
- 災害対策本部事務局のマネジメントを支援する職員（例：本部会議の運営への助言など）
- 首長への助言を行う職員（例：リーダーシップ、記者会見など）

【回答者条件】

問3で『1.派遣を受けた』 いずれかを選択した方のみ

【必須】

問7 貴市区町村では、いつからいつまで応援を受けましたか。中長期派遣は除き、短期派遣での全業務を通じての最初と最後を教えてください。（チェックはひとつ）

- 最初と最後がわかる
- 最初はわからない
- 最後はわからない

【回答者条件】

問3で『1.派遣を受けた』 いずれかを選択した方のみ

【必須】

問7-1 貴市区町村では、いつからいつまで応援を受けましたか。中長期派遣は除き、短期派遣での全業務を通じての最初と最後を教えてください。

<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日から
<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	旬頃まで

【回答者条件】

問3で『1.派遣を受けた』 いずれかを選択した方のみ

【必須】

問8 貴市区町村では、延べいくつの都道府県および政令市から職員が派遣されましたか。同じ都道府県の中の複数の一般市町村（特別区を含む）から派遣された場合は、一つの都道府県としてカウントしてください。（チェックはひとつ）

- 1 都道府県・政令市
- 2 都道府県・政令市
- 3～5 都道府県・政令市
- 6～10 都道府県・政令市
- 11 都道府県・政令市以上
- わからない

【回答者条件】

問3で『1.派遣を受けた』 いずれかを選択した方のみ

【必須】

問9 貴市区町村では、最も多い時期には、概ね1日何人くらいの職員の支援を受けましたか。（チェックはひとつ）

- 10人以下
- 11人から30人
- 31人から50人
- 51人から100人
- 101人以上
- わからない

令和6年能登半島地震による災害に係る **応援活動** について、お尋ねします。

【必須】

問10 貴市区町村では、被災地の市区町村へ、職員を派遣しましたか。（チェックはひとつ）

- 派遣していない

派遣した

【終了 (END2)】

問10で『1.派遣していない』 いずれかを選択した方のみ

【必須】

問11 被災市区町村への職員派遣は、どのような制度・枠組みで派遣しましたか。(チェックはいくつでも)

- 被災都道府県内の市区町村の相互応援
- 地方ブロック知事会（中部圏知事会など）内の地方公共団体による相互応援
- 全国的な地方公共団体組織（指定都市市長会、中核市市長会等）による相互応援
- 当市区町村独自の地方公共団体間の応援協定やネットワーク（友好都市など）での相互応援
- 所属する応援都道府県の独自の都道府県間の応援協定やネットワークでの相互応援（例：関西広域連合）
- 総務省の「応急対策職員派遣制度（短期派遣）」による職員派遣
- 上下水道関連の応援協定（日本水道協会、日本下水道協会等）による相互応援
- 厚生労働省による保健師、DHEAT等の職員派遣
- 環境省による災害廃棄物等の地方公共団体間の支援制度
- 国土交通省による地方公共団体職員の派遣（国職員のTEC-FORCEは対象外）
- 首長など当団体と被災団体との協議等による職員派遣
- そのほか（具体的に）
- 相互応援の制度・枠組みは無いが応援派遣した
- どのような制度・枠組みなのかはわからない

【必須】

前問の回答のうち最初に派遣を始めた制度・枠組みは何でしたか。（チェックはひとつ）

被災都道府県内の市区町村の相互応援

- 地方ブロック知事会（中部圏知事会など）内の地方公共団体による相互応援
- 全国的な地方公共団体組織（指定都市市長会、中核市市長会等）による相互応援
- 当市区町村独自の地方公共団体間の応援協定やネットワーク（友好都市など）での相互応援
- 所属する応援都道府県の独自の都道府県間の応援協定やネットワークでの相互応援（例：関西広域連合）
- 総務省の「応急対策職員派遣制度（短期派遣）」による職員派遣
- 上下水道関連の応援協定（日本水道協会、日本下水道協会等）による相互応援
- 厚生労働省による保健師、DHEAT等の職員派遣
- 環境省による災害廃棄物等の地方公共団体間の支援制度
- 国土交通省による地方公共団体職員の派遣（国職員のTEC-FORCEは対象外）
- 首長など当団体と被災団体との協議等による職員派遣
- そのほか（ [回答：問11.t12] ）
- 相互応援の制度・枠組みは無いが応援派遣した
- どのような制度・枠組みなのかはわからない

[必須]

問12 貴市区町村では、延べいくつの被災市区町村へ職員を派遣しましたか。（チェックはひとつ）

- 1 市区町村
- 2 市区町村
- 3～5 市区町村
- 6～10 市区町村
- 11 市区町村以上
- わからない

[必須]

問13 貴市区町村から職員を派遣した期間を教えてください。（チェックはひとつ）

最初と最後がわかる

最初はわからない

最後はわからない

[必須]

問13-1 貴市から職員を派遣した期間を教えてください。

月 日から

月 旬頃まで

[必須]

問14 貴市区町村では、最も多い時期には、概ね1日何人くらいの職員を派遣しましたか。（チェックはひとつ）

1人

2人

3人から5人

6人から10人

11人から30人

31人から50人

51人から100人

101人以上

わからない

[必須]

問15 貴市区町村では、合計で概ね延べ何人くらいの職員が、被災市区町村の支援に派遣されましたか。（チェックはひとつ）

延べ10人以下

- 延べ11～50人
- 延べ51～100人
- 延べ101～200人
- 延べ201～500人
- 延べ501人以上
- わからない

【必須】

問16 貴市区町村では、どの分野で被災市区町村の応援をしましたか。（チェックはいくつでも）

- 避難所の運営支援
- 避難所以外の、在宅避難者等の支援業務
- 住家被害認定調査
- 罹災証明書の交付
- 各種の被災者生活再建支援に関する窓口業務
- 救援物資関連の業務（市区町村の物資拠点の運営支援など）
- 応急仮設住宅関連の業務
- 災害廃棄物関連の業務
- 保健医療福祉関連の業務
- 上下水道関連の業務
- そのほかインフラ被害（土木・農林等）の応急処置
- 広報広聴
- 災害救助法の事務
- 本部運営の支援（本部会議運営、受援調整など）
- そのほかの応援対策業務（具体的に）
- 分野はわからない

[必須]

問17 その分野を貴団体に支援することになった主たる経緯を教えてください。（チェックはいくつでも）

- 主に自団体が所在する都道府県庁からの指定・依頼
- 主に被災市区町村からの当該分野の指定・依頼
- 主に被災都道府県庁からの当該分野の指定・依頼
- 国による分野の指定
- 知事会、市長会、町村会などからの分野の指定
- もっぱら当団体側からの提案や希望
- 応援団体の幹事団体（総括支援チーム等）からの指定
- 複数の応援団体間での協議
- そのほか
- わからない

[必須]

問18 貴市区町村から、どのような支援を行えるように職員を派遣しましたか。（チェックはいくつでも）

- 各応急業務の現場での業務に従事する職員（例：被害認定調査の調査員、災害廃棄物の仮置場の運営補助 など）
- 各応急業務の、本庁でのマネジメントを支援する職員（例：被害認定調査の実施計画の策定への助言、災害廃棄物の処理方針策定の補佐 など）
- 災害対策本部事務局のマネジメントを支援する職員（例：本部会議の運営への助言 など）
- 首長への助言を行える職員（例：リーダーシップ、記者会見 など）

[必須]

問19 貴市区町村から、総務省の「応急対策職員派遣制度」における次の役職の職員を、何人派遣しましたか。同じ職員を複数回派遣した場合は、1人としてカウントして下さい。

災害マネジメント総括支援員 人

災害マネジメント支援員 人

総務省の「応急対策職員派遣制度」で支援員は派遣していない

わからない

最後に、**応援活動** 全般についてお尋ねします。

[必須]

問20 貴団体職員の派遣にあたり、人事部署や庁内各部署に依頼した際に、あてはまるものを教えてください。（チェックはいくつでも）

災害対応の経験者を優先してもらうよう依頼したことがある

優先して派遣してもらう職位を挙げて依頼したことがある

女性職員もできるだけ派遣してもらうよう依頼したことがある

女性職員は控えてもらったほうがよいことを申し添えて依頼したことがある

本人の希望を優先してもらうよう依頼したことがある

そのほか派遣者の選定にあたり、配慮を依頼した事項がある

派遣者の選定にあたり、特に優先度などを市区町村に提示はしていない

[必須]

問21 応援派遣するにあたり、貴団体内に「応援本部」のような全体調整を行う部署や担当者を設けましたか。（チェックはひとつ）

応援本部のような部署を設置し、自団体職員の派遣に関わる全般調整等を行った

応援本部のような部署は設置していないが、都道府県庁の応援本部で調整が行われた

自団体でも都道府県庁でも応援本部のような部署は設置されていない

【回答者条件】

問21で『1.応援本部のような部署を設置し、自団体職員の派遣に関わる全般調整等を行った』～『2.応援本部のような部署は設置していないが、都道府県庁の応援本部で調整が行われた』 いずれかを選択した方のみ

【必須】

問22 応援本部では、どのような業務を行いましたか。（チェックはいくつでも）

- 応援職員の募集、ローテーションなどの管理を行った
- 宿泊場所の確保や生活環境の改善など、派遣職員に共通する業務を行った
- 派遣される予定の職員への説明資料の作成、説明会などを行った
- 派遣中の職員の日報などの取りまとめを行った
- 派遣中の職員と、リモート会議を開催し、応援活動方針に関する調整などを行った
- 派遣された職員からの報告などの取りまとめを行った
- そのほか

【必須】

問23 次のような形態での、被災地方公共団体の支援を行いましたか。（チェックはいくつでも）

- 被災地での専門性の高い作業を、リモートで、派遣元の専門性や経験を有する職員などで支援
（例：被害認定調査に関する写真データ等に基づき、本庁で経験者が認定調査を支援、被災自治体の広報誌を、本庁の広報部署の職員が作成を支援）
- 被災地での一般的なデータ処理を、リモートで、派遣元の一般職員などで支援
（例：データの集計整理を、リモートで、本庁の一般職員が支援 ）
- 貴団体のほか、管内の民間事業者・支援団体と連携した応援派遣活動
- 人員派遣の他に、被災者あるいは被災地方公共団体向けの救援物資や資機材等の提供
- 上記のような支援は行わなかった

貴団体から、被災地に派遣された職員様への調査の協力をお願い

[必須]

わたくしども防災科学技術研究所では、貴市区町村から、令和6年能登半島地震災害の被災地へ派遣された職員の皆様からのご意見も伺いたいと考えております。

貴市区町村から、被災地へ派遣された職員全ての皆様にご回答（無記名）いただけるWEBアンケート画面を別途ご用意いたしますので、後日ご案内する当該URLを、被災地へ派遣された職員様にメール等のご案内を頂きたくご協力をお願い申し上げます。なお、派遣された職員様全員へのご案内が難しい場合には、案内が可能な範囲での職員様へのご案内でもご協力いただければ幸いです。

貴市区町村から被災地へ派遣された職員様から上記アンケート画面へご回答いただいた集計結果については、貴部署にご報告いたします。

- 調査に協力はできない
- 一部の派遣職員に対してはメール送付が可能であり、調査に協力できる
- 全ての派遣職員に対してメール送付が可能であり、調査に協力できる

最後に、貴団体について、お伺いをいたします

[必須]

後日、集計結果をお送りさせていただきますので、本アンケートをご回答くださったご回答者様のご所属、お名前、メールアドレス等を教えて下さい。

また、派遣職員への調査へご協力いただける場合（前問で2, 3とお答えいただいた場合）、被災地に派遣された職員様向けのWEBアンケート画面のURLを、記載いただいたメールアドレスにお送りさせていただきます。）

都道府県名

市区町村名

ご回答者様所属部署

ご回答者様氏名

E-mail

〒

所在地

電話番号